

		【修正日】平成30年 1月31日
【大分類】設計一般	【小分類】支承部	【作成日】平成20年 4月 1日
<p>【Q-19】</p> <p>パッド型あるいは帯状ゴム支承とアンカーバーを組み合わせた構造は、機能分離型の支承部と考えることはできるか。</p>		

【キーワード】 機能分離型支承、固定可動構造、変位拘束構造

<p>【A-19】</p> <p>道路橋示方書V13.1.1解説(1)に「支承部には、上部構造から伝達される荷重を確実に下部構造に伝達する機能及び上部構造と下部構造の相対的な変位に追随する機能を確保することが求められる。ただし、これらの機能を確保する方法は、橋の形式、支承の形式や1支承線を構成する各支承の荷重分担、当該支承部の支持条件、単一構造体に全ての機能を集約するか、複数の構造体で機能を分担させるかなどにより様々である。」とあり、機能分散型支承の例として、パッド型あるいは帯状ゴム支承と水平力伝達機能を受け持つ構造を併用するタイプが挙げられる。</p> <p>鉛直支持機能をパッド型あるいは帯状ゴム支承で受け持ち、水平力支持機能をアンカーバーで受け持たせる機能分離型の支承部となる。</p>

【参考文献】

道路橋示方書・同解説V:(公社)日本道路協会(平成29年11月)

パッド型ゴム支承や帯状ゴム支承とアンカーバーの組合せによる機能分離型の支承部の平成24年道路橋示方書対応について:(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会(平成25年10月)

平成24年道路橋示方書改定に伴うパッド型ゴム支承や帯状ゴム支承とアンカーバーの組合せによる支承部構造に関するQ&A(案)について:(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会(平成25年10月)